

平成 20 年度第 1 回神奈川県動物愛護管理推進協議会要旨

1 神奈川県動物愛護推進員の委嘱について

【事務局説明】

動物愛護推進員及び協議会の役割、神奈川県動物愛護推進員設置要綱（案）、近県や県内の状況、推進員の推薦、推進員の公募について、資料に基づき説明。

【意見等】

委員：業者からの動物愛護推進員の推薦を実施すれば、神奈川県が初めてになる。これについてはいかがか。

委員：業界の方の考え方を世間に知ってもらわないと、何をやっているのかわからない。公の席で一緒に仕事をするのが大切だと考える。各地に様々なイベントがあり、いろいろなハプニングが多発しているような現状である為、業界の方も含めて一緒に平均的な住民に対する良識ある対応というものを覚えていただきたい。

委員：動物愛護推進員となると、末端の消費者とコミュニケーションをとる機会が非常に多くなるが、売る側の立場でもあり、なかなか難しい問題がある。不妊去勢やマイクロチップを埋め込むなどして努力をしている点についても、末端の消費者の方は「推進員といっても結局業者である」と受け止められる可能性が非常に高く、どこまでやっているかという懸念がある。

委員：動物愛護推進員の人数について今後増やしていく予定はあるのか。

事務局：設置要綱では人数を明示していないが、今後もしできれば増やしていきたいと考えており、横浜市での 50 名程度まで増やしてもいいのではないかと考えている。

委員：動物愛護推進員の役割について、意図するところをしっかりと捉えていないと、役割を超えてしまうことについて危惧する部分があるのではないか。

委員：推進員には捜査権等はないことから、ペットショップに直接行ってどうこうするというのではない。例えば末端の消費者の方が犬猫の問題でトラブルを起こしており、その際に不妊去勢をしたほうがいいなど、アドバイスをするとき、受ける側があんたは業者じゃないか、売る側じゃないかというものの考え方で接せられると、愛護推進員制度それ自体に支障をきたすのではないかという危惧がある。

委員：推進員個人がどのような立場で事例に当たるかという点が重要。業界にいる人間として様々な知識やネットワークがあるという意味で、評価をするほうが大事だと考える。業者だからだめだというような意見では、動物の福祉はありえない。業者の方も、一個人に戻ればまじめで、まじめな業者であれば繁栄するということはどこの業界でも共通である。個々に選ばれる推進員の質の問題なので、商売人であり県民であるという立場の切り替えをしてでも加わっていただきたい。一般の方はおおよそなにも知らない中でトラブルに陥っている。少しずつ、自分の職場とは別の形で行動できれば動物愛護推進員も盛り立てていけるのではないか。

委員：業者の方の中から動物愛護推進員になる方がいれば理想だが、そのような見定めを

し、1人でも推薦していただける方がいれば推進員になっていただいくのがよいと考える。後は県の運営、協議会での指導方法などにいかに動かすかということに関わって考えると考える。

委員：選考方法について、たとえば横浜市や川崎市では枠から外れているが、横浜市や川崎市の住民の方々は選考からはずすのか。

事務局：要綱に記されているように、神奈川県内に住む20歳以上の方で、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市に住む方は除くとしている。これは、地域に密着した活動をしていただくためである。横浜市などについては、別に推進員を委嘱するため、除いている。

委員：横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市はペット業者の方が推進員になっているという事例はあるのか。ないのならば、多くの業者は横浜市や川崎市に集中しているのではないか。他の市や自治体に推進員がいないのならば入れといたほうがいいのか。

委員：横浜市では業界からの推薦ではなく、他の団体から推薦している。動物愛護に関しては、多面性を持った姿勢が大切である。職業としてペットに関わる、豊富な経験を活かして地域の行政に関わっていただけると非常に良い。ペットショップに対して、同業者である推進員の方が立ち入るとするのはほぼ考えられない。ペット業についての苦情はあるが、行政対応である。推進員が単独で処理できるものと行政が関わるものと行政だけで処理するものと3つに分けて対応している。基本的には、最終的に推進員の活動の中で収めてもらうという円満解決を心がけている。したがって、ペット業界との係わり合いというのは考えにくい。

委員：川崎市では推進員制度はまだ行っていない。川崎市では『犬・ねこ愛護ボランティア』という市の条例の中でボランティア制度を設けており、その中ではペット業界の方はいないが、訓練士やインストラクターなどがいる。ボランティアとしてペットの飼い方やしつけについて指導、しつけ教室などを開催していただいたりしている。新たに推進制度が入ってきたとしても、同じように業界の方々に協力していただき、その場その場にあった対応をしていきたい。

委員：(相模原市)協議会の設置、推進員の委嘱については中核市でも行うことができる規定になっているので、例えば、相模原市で協議会を立ち上げて推薦をみなさんにやっていただくわけにもいかない。相模原支部があればいいが、いわゆる推薦団体というものがなくなってしまふ。社団法人、財団法人のように大手ならいいが、小規模な団体に推薦を受けていいのかという批判もある。

委員：各市に愛玩動物協会の会員が何名いるのか把握しているので、相模原市在住の会員に案内を出し、相模原市での推進員の募集を行って面接を行うことも可能であり、横浜市でも行ったので、市ごとに対応するという事は協会としては可能である。

委員：相模原市は政令指定都市を目指しているの、県とあわせてこの制度を進めていくには時間的・業務的に難しいが、1、2年遅れた中で個々の皆さんに相模原市の会員を協議会なしに推薦していただくことも考えている。

委員：横浜市に推薦した推進員の中に、ペットショップではないが店舗のオーナーがいる。愛玩動物飼養管理士が責任者の資格となったので、業を行っている者が多い。管理士として推薦していても業を行っている者もいる。業を行っているところから推薦するにも

あまり違いはないと考える。

事務局：政令指定都市になるまでの相模原市に関しては、推進員に関しては市で行っていたが、情報を共有化し、県からの情報を公開しながら協力しながら進めていきたい。

委員（相模原市）：他の自治体に大きく遅れることなく推進員の委嘱を進めていきたい。委嘱の要綱を作り、公募を行わなければならない。様々な問題も出てきて一律で進めることは難しいが、追いつくように努力する。

委員：政令指定都市になるまでの間は、横浜市・川崎市・横須賀市を除いた近隣の市が協力して対応したほうがよいのではないか。

委員：健康フェアなどで推進員でない方にも協力していただく体制は今後も引き続き行っていく予定である。

（まとめ）

動物愛護推進員設置要綱、推薦推進員選考要領、公募推進員選考要領については事務局案のとおりとする。

【事務局説明】

・今後のスケジュールについて

本日の協議に基づいて要綱を作成し、協議会構成団体あて推薦依頼をする。また、公募の手続きについてもあわせて実施する。推薦いただいた推進員との地域性なども考慮の上、年度内には委嘱できるよう進めたい。

2 神奈川県動物愛護管理推進計画の推進について

【事務局説明】

神奈川県動物愛護管理推進計画に基づき、今年度に県及び五市が実施する予定の取組みの概要について、資料により説明。

【意見等】

委員（獣医師会）：動物の病気の治療・予防だけでなく動物の生理・習性についての知識を十分に発揮し、人と動物の共通感染症の予防に努めるとともに、無用な繁殖を制限するといった指導をし、狂犬病の予防、犬の登録事業を推進していきたい。動物フェスティバルを通じて特にしつけの問題については習性行動学に基づいたしつけの啓発をして、より良い共生社会を作り上げていく努力をしたい。また、学校飼育動物の飼育・衛生指導を行っており、子供たちへ動物愛護の精神を啓蒙し、教育体制を強化していきたい。災害時の動物救護ネットワークの確立については、これを確実にする為に横須賀の防災訓練に積極的に参加し、災害時に対応できるよう努める。そのためにマイクロチップを各病院で普及・推進を進めていきたい。今年度から災害時動物救護基金を設立し、今後も逐次蓄積していく予定。県民が安心して暮らせる社会を築く為にひとつひとつの絆を大切にしたいので各団体に協力を願いたい。

委員（日本愛玩動物協会）：昨年度、今年度と横浜市から後援をいただき、『ルールとマナー向上キャンペーン』を行っている。現場に入ることはできないので、知識を活かし普及啓発を県へ広げて行っていきたい。横浜市では犬の飼い主が大勢集まるようなイベントの時を選び、区と協力してキャンペーンを行っている。県のほうでもそういったイベントがあ

ればキャンペーンを行っていききたい。また、猫の室内飼いの勧めや犬のしつけに関しても指導を行えるので、そのような面で協力していききたい。

委員（神奈川捨猫防止会）：時間をかけながら改善に取り組んでいく。それぞれの地域で生じた事例に対して、行政にあがってきたクレームに対応するが当事者が納得していない場合には是非協力したい。手間や時間はかかるがたくさんの事例の半数以上が不妊手術を行ったり、近所との折り合いも取れたりしているので、まずは行政で対応して捨猫防止会のほうも紹介してほしい。困惑している飼い主に対して対策の提案をし、できるだけ対応していききたい。

委員（狂犬病予防推進協議会）：当協議会は狂犬病予防の推進のために、犬の登録、予防注射の普及率を高めるため、県内の横浜市・川崎市などを除いた各市で構成している。今年度の総会では、摂取率を高めるため、犬の小型化に伴って予防注射済票と登録証のサイズの見直しについて各市で改善案を事務局に提案してもらっている。来年度からの変更は難しいが、1年かけて変更に努める予定。厚木市の取組みについては、平成18年10月よりマイクロチップの助成事業を行っている。高齢者事業、障害者事業の見直し・削減をしていく中で、ペットを飼っている人は経済的な余裕があると考えられるのでマイクロチップ事業は有効ではあるが、見直しを考えている。災害時については、厚木市と厚木愛甲獣医師会が協定を結んでおり、獣医師会に行動をしてもらうことになっている。行政としては、ペットのケージや犬・猫の非常食の備蓄、一時避難所にはペットと一緒に避難することができるような体制づくり、防災訓練での獣医師会との合同訓練などを行う予定である。その他に、犬・猫の不妊去勢の助成は現状を維持する予定。

委員（ペット商業組合）：ペットショップは、現在では60店舗程度である。当組合で取り扱っているのは、小鳥・小動物・金魚・犬・猫などで、犬専門に取り扱っている店舗は除いている。高病原性鳥インフルエンザの影響で、鳥の輸入がほとんどなく、最も人気のあるプレーリードッグやネズミ類のげっ歯類の動物が動物と人間の共通感染症の影響で厚生労働省によって輸入が禁止されているため、売り上げが落ち込んでいる。県の施策7の動物取扱業の適正化について、施設の建て直しなどもなんとかやっている状況である。人と動物の共通感染症の講演・勉強会や動物愛護法の勉強会を行ったりしている。今後、ペットの取扱いについてもっと改善を続けるべきである。将来的には、犬専門のペットショップも含めた団体にしていくことを検討中。一方で、動物愛護法は犬・猫についての法に特化していつてしまっている。そのため犬・猫と一般のペットと分けた団体にしていく必要性も感じている。動物取扱業の適正化、動物と人の共通感染症の防止を中心に訴えていきたい。

委員（藤沢市）：保健所設置市となり3年目をむかえた。動物の飼い方・しつけ、飼い主のモラル向上に重点を置いて事業展開している。今後も情報収集や、他の関係団体と協力しながら事業を進めていきたい。

委員（相模原市）：政令指定都市を目指して様々な施策を行っており、動物保護及び管理についての条例の制定(平成22年施行)を目指している。相模原市独自の抑留愛護啓発譲渡施設を検討中。行政順位、場所の選定が難しくなっている。市内で飼養している動物には

積極的に対応していくつもりである。厚木市と同様、ペットを飼う人への援助は疑問の声が上がっているが廃止する予定は無い。災害時については、ステンレスの価格高騰によってケージの備蓄の予算が厳しくなっている。

委員（川崎市）：各団体の協力を得ながら様々な事業を推進している。川崎市の動物愛護及び管理に関する条例の規定している『かわさき犬・ねこ愛護ボランティア』と推進員制度の内容はほとんど同じになってしまっている。当面の間は『かわさき犬・ねこ愛護ボランティア』を支援し、続けていく予定なので推進員制度の導入は、現段階では困難である。

委員（横浜市）：犬・猫についての苦情は年間約 5000 件で、その中の多くは適正飼育ができていないことや野良猫の異常繁殖についてである。横浜市として重点を置くのは適正飼育の問題である。その中で飼い主不明の犬・猫についてはみだりな繁殖の防止のため、不妊去勢手術を推進し、譲渡のネットワークを構築・推進する。虐待についての苦情も過去に寄せられ、その問題解決のためにも基本とする方針を理解する必要がある。災害時対策については、ガイドラインを作成中。シェルターについては検討中だが、災害時のペット対策については重要なので今後も推進予定。また、畜犬センターの老朽化から、現在、動物愛護センターを建設中(平成 22 年秋完成予定)である。この運営について、民間などの力を借りることによって活用を図り、より良い運営手法を構築していく考えである。狂犬病予防や畜犬登録の推進、注射接種率の向上の問題は行政・業界・購入者の 3 者と連携をとった登録システムを作り上げるという課題を掲げ、対策を構築する考えである。

委員（県警）：推進計画の中で警察としては遺棄・虐待防止に努める。

遺失物法による動物に関する届出の約半数は、遺失者に返還できず、処分することになるが、売却可能な動物に関しては売却し、売却不能な動物は扱い警察署が老人ホーム施設などをお願いして引き取ってもらうこともしている。推進計画は主に犬・猫対象だが、届出があるのはその他にフェレット、インコ、鶏、亀などである。こういった動物を引き取ってくれる施設があれば、ご紹介いただきたい。

委員：病気などの可能性のある動物を引き取るのはリスクが高い。亀に関しては、外来種の繁殖が非常に多いと考えられるので、引き取るのは難しい。また、ペットショップの店舗減少や店員の高齢化等で余裕がない。

委員：県では譲渡できるものは譲渡している。警察から一時的に預かり、愛玩動物については即処分はせず、問合せに応じて順次譲渡しており、できる限り譲渡するように努めている。

委員：横浜市の管轄区域に多いので、今後協力を願いたい。

委員（動物保護センター）：業務内容が一般の方々に知られていないのでホームページの充実に取り掛かっている。処分数の削減について、譲渡会を設けているが、子犬に限らず成犬にも訓練をして譲渡も始めたので、推進したい。また、育つ見込みのある猫についてはなるべく育て譲渡もしている。職員の意識改革も進めていきたい。猫もボランティアの方への譲渡も含み、譲渡数を増やせるよう努力している。譲渡する全ての猫に手術をすることは、技術の問題の他に職員数が足りないので対応は難しい。

委員：もし獣医師が手伝いに行くのであれば受け入れるのか。

委員：要請があるときなら、検討の余地がある。

委員（動物愛護協会）：処分されている猫のうち、9割が子猫なので不妊去勢手術に重点を置いて進めていきたい。川崎市では、市外の獣医師が施術した場合にも助成金が支払われるという制度がある。このような制度を他の自治体でも是非進めていただきたい。インターネットの里親探しも進んでいて、犬・猫以外にも愛護団体のサイトができています。今後そのような愛護団体とも連携をしていくことは有効である。

他の自治体では、推進員により考え方が異なることがあり、相談者が困惑しているとの話も聞く。研修の実施については別に定めるのか。また、研修テキストは作成するのか。
事務局：委嘱については要綱に基づき実施することとなるが、技術的なことなど推進員の資質向上については、研修の実施や専門家の助言などを受け図っていく。テキストの作成については具体的には未定である。

委員（日本大学）：動物由来感染症の予防、施策9に関連して人と動物の共通感染症の調査（例えば猫引っかき病やトキソプラズマ、レプトスピラなど）を進めている。講演等では、人と動物の共通感染症の啓発を行っている。その際、一般の方にも分かりやすいように、危ないものとそうでないものをきちんと区別して講演をしている。また、学生にも動物愛護法の教育も行っている。

（まとめ）

県や五市においては、今後とも、計画に基づく着実な事業の実施をお願いしたい。この計画の推進には、関係団体や関係機関の皆様の協力が欠かせない。各委員にも神奈川県全体として計画を進めていくための取組みや、計画推進へ協力願いたい。

意見の中には、今年度すぐに実施することは難しいものもあるかと思うが、引き続き、計画に基づく事業を進めていく中で、可能なものについては参考としてほしい。

（2） その他

【事務局より事務連絡等】

- ・ 本日の協議会について、会議の概要をホームページ等で公表するにあたり、後日送る会議記録の確認に協力願いたい。
- ・ 動物愛護推進員の推薦については、後日、各団体あて推薦依頼等を送るので、会員の推薦をお願いしたい。
- ・ 次回の協議会は、開催日時は未定だが、概ね年明けくらいを目処として開催する。

以上